鳴門市災害対策本部条例

昭和37年11月1日 条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条7項の規定に基づき鳴門市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その 職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。
- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月9日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳴門市災害対策本部運営規程

(昭和40年5月22日 訓令第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門市災害対策本部条例(昭和37年条例第26号)第4条の規定に基づき 鳴門市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(災害対策本部の組織)

- 第2条 災害対策副本部長は、副市長、政策監、行政改革推進監、教育長及び企業局長の職に ある者をもつてあてる。
- 2 災害対策本部長に事故があるときは、副市長、政策監、行政改革推進監、教育長、企業局長の順序によりその職務を代理する。
- 3 全ての災害対策副本部長に事故があるときは、災害対策本部員のうちから、災害対策本部 長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 災害対策本部長及び全ての災害対策副本部長にともに事故があるときは、災害対策本部に 参集している災害対策本部員がその職務を代理する。この場合における当該職務を代理する 災害対策本部員は、災害対策本部員の合議により決定する。
- 5 災害対策本部員は、防災計画の組織計画に定めるところによる。 (各班の組織及び任務)
- 第3条 各班の組織及び任務は、防災計画において定めるものとする。

(支部の設置)

- 第4条 各地における災害応急対策を円滑に実施するため支部を置く。
- 2 支部の組織及び任務については、防災計画において定めるものとする。

(配備体制)

- 第5条 災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。
- 2 配備体制は、防災計画の定めるところによる。

附則

この訓令は、昭和40年5月22日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月9日訓令第10号)

この訓令は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(平成24年鳴門市条例第36号)の施行の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第5号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鳴門市災害対策本部各支部一覧表

支部名	支部設置場所	住所	連絡先
木津	木津元村集会所	撫養町木津 1123-2	_
中央	健康福祉交流センター (鳴門ふれあい健康館)	撫養町南浜字東浜 24-2	684-1512
黒崎	黒崎集会所	撫養町黒崎字清水 52-1	_
桑島	鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山 49	685-0255
川東	川東公民館	撫養町立岩字内田 63-2	685-0923
里浦	里浦公民館	里浦町里浦字花面 535-2	685-2275
鳴門東	鳴門東地区 コミュニティセンター	鳴門町土佐泊浦字高砂 65-3	687-0993
鳴門西	鳴門公民館	鳴門町高島字北 86	687-1528
瀬戸	瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱 86-4	688-0485
大津	大津中央公民館	大津町大代 679-2	686-5569
北灘	旧北灘中学校	北灘町大浦字東浦 75	682-0012
堀江	堀江公民館	大麻町大谷椢原 18	689-0040
板東	板東公民館	大麻町板東字宝蔵 103-1	689-3360

市外局番は「088」です。

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>徳島県市町村課(FAX088-621-2829 TEL088-621-2118)

市町村行政機能即報	報告日時	年	月	月	時	分	
(チェックリスト)	都道府県						
総務省受信者氏名	市町村						
MMガ目又旧省以石	報告者職名氏名	職名 ※都道府県等から派		氏名	- 大担今		
災害名(第 報)_	+以口口4以口1人口	(派遣元	NEC4112	⊟ // ¶L/\ 9	の独口))
1. トップマネジメントが機能しているか							いいえ
①市町村長の安否は確認できたか						まい	いいえ
(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名)
②災害対策本部会議を定期的に開催しているか						はい	いいえ
③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」とい						まい 一	いいえ
う)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか							
④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)						はい	いいえ
⑤特記事項							
						<u>まい</u>	
2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか							いいえ
①職員は業務等を担うために適切に参集しているか							いいえ
(職員の参集状況約 % (業務等実施予定職員約 名中約							集))
②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか						まい	いいえ
③特記事項							
© Numark							
3. 業務実施環境(物的環境)は整って	ているもゝ				į.	まい	いいえ
		た 字伝 ベキチ	- ->1 \ }-	<i>ふ ナ</i> ゝ		—	
①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような					(はい	いいえ
損壊が生じているか						まい 口	いいえ
②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか						Ш	
③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか						はい	いいえ
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)							
④特記事項							
I							

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として 発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。